

令和8年度 奈良市会計年度任用職員募集要項 一般事務（フルタイム）

（※スポーツ・文化芸術活動の指導及び運営に係る業務を含む）

1. 募集内容等

採用予定人数	奈良市立中学校におけるスポーツ・文化芸術活動の指導分野ごとに若干名
募集内容	<p>主に次の業務に従事していただきます。</p> <ul style="list-style-type: none">・所属課の事務（書類作成、データ入力、窓口・電話対応 等）・市立中学校におけるスポーツ・文化芸術活動の指導及び運営に係る業務 <p>（スポーツ・文化芸術活動の主な指導内容）</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 実技指導(2) 安全及び障がい予防の知識及び技能の指導(3) 学校外での活動（大会、練習試合等）の引率等(4) 競技団体等（中体連、吹奏楽連盟等）の会議の参加、および運営協力(5) 活動の管理運営（年間及び月間指導計画の作成、保護者等への連絡、用具及び施設の点検及び管理、会計管理、協会登録等事務を含む。）(6) 生徒指導に係る対応(7) 事故発生時の現場対応(8) その他指導及び運営に係る業務 <p>※学校管理下外の活動となるため、指導、運営について、教職員は関与しないことが前提であることを理解していただいていることとします。ただし、情報共有等は状況に応じて実施していただきます。</p>
募集要件	<ul style="list-style-type: none">・スポーツ・文化芸術活動指導に関する知識・経験を有する方・中学生への指導に理解と熱意を持って取り組める方・基本的なパソコン操作（Word、Excel 等）ができる方・暴言・暴力、ハラスメント、虐待、いじめ等が許されない行為であることを理解し、自ら行わない、ならびに子どもたち同士の不適切行為を許さないことを誓約できる者・事故・けが・トラブル等の際に、運営団体・学校・市が定める連絡手順に従い、速やかに報告・連携できる者（不適切行為への対応・報告の枠組みを含む。）

	<ul style="list-style-type: none"> ・登録・指導に伴い知り得た個人情報を適切に取り扱える者（守秘義務、SNS 等での情報発信ルール順守を含む。） ・当該種目・分野の指導経験、資格、競技・活動歴等がある者 (例 公認指導者資格、教員免許、演奏・創作活動歴、審判資格等) ・安全管理（救命講習、事故予防、熱中症対策等）に関する知識等がある者 ・多様な参加者（初心者、配慮が必要な生徒等）による、インクルーシブな集団づくりへの理解がある者 ・指導者対象の研修に参加できる者
注意事項	<p>※地方公務員法第 16 条及び学校教育法第 9 条に規定する欠格条項に該当しないこと。</p> <p>※2026 年 12 月施行予定のこども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）第 2 条第 8 項に該当しないこと。</p> <p>（地方公務員法第 16 条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・奈良市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者 ・日本国憲法の施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立了政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 <p>（学校教育法第 9 条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拘禁刑以上の刑に処せられた者 ・教育職員免許法第 10 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から 3 年を経過しない者 ・教育職員免許法第 11 条第 1 項から第 3 項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3 年を経過しない者 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立了政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 <p>（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律 第 2 条第 8 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であ

	<p>って、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの ・特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの
--	---

2. 勤務条件等

任用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日（予定） 相談により、令和8年3月1日からの任用も可 ※勤務成績が良好な場合は、翌年度に再度任用する可能性があります。
勤務地	奈良市役所及び奈良市立中学校ほか（勤務校は奈良市が調整します。また、複数校での勤務も可能です。）
種目	<u>現在市立中学校で活動している種目</u> 野球、サッカー、卓球、バレーボール、バスケットボール、剣道、柔道、バドミントン、陸上競技、ソフトボール、ソフトテニス、硬式テニス、水泳、体操、吹奏楽、オーケストラ、ギターマンドリン、美術、イラスト、パソコン、バトントフリング、技術、手芸、洋裁、英語、合唱、囲碁将棋、家庭、科学（サイエンス）、七宝焼き、創作マンガ、ボランティア、電子技術、茶道、華道、文化活動、園芸、クラフトデザイン）
給与	月額 213,600円 年収 3,545,760円（※期末勤勉手当満額支給の場合） ※片道2km以上の場合、通勤手当相当分の支給あり（上限あり）。 ※年度途中の条例改正等により、任用開始日に遡及して給与に増減が生じる可能性があります。
勤務日及び勤務時間	勤務日：日曜日から土曜日までのうち5日勤務 勤務日は、日曜日から土曜日までの間で所属長が指定します。 なお、土曜日および日曜日に勤務する場合があります。 勤務時間：8時30分～17時15分 1週当たりの勤務時間は、38時間45分とします。 なお、1日の標準勤務時間は7時間45分とします。 業務の都合により、1日の勤務時間を7時間45分としない勤務日が生じる場合がありますが、その場合においても、週当たりの勤務時間は38時間45分となるよう調整します。

	<p>休憩：1時間</p> <p>勤務形態：勤務日はシフト制とし、具体的な勤務日、勤務時間帯および週休日については、任用後に勤務シフトを定めます。</p>
休日	<p>週休日：週当たりの勤務時間が38時間45分となるよう、週2日を週休日（勤務を要しない日）とします。</p> <p>週休日は固定されず、シフトにより変動する場合があります。</p> <p>休日の取扱い</p> <p>週休日に勤務を命ずる場合は、関係条例・規則の定めにより、振替週休日または休日勤務として取り扱います。</p>
休暇	年次有給休暇、特別休暇等
条件付採用	地方公務員法第22条及び第22条の2第7項の規定に基づき、採用は全て条件付のものとし、採用後1か月間を良好な成績で勤務した時に会計年度任用職員として正式採用となります。
服務	地方公務員法の服務に関する規定が適用となります。
社会保険	<p>雇用保険、奈良県市町村職員共済組合（健康保険）、厚生年金の適用があります。</p> <p>※厚生年金については、任用期間等の加入要件を満たした場合、実施機関が日本年金機構から奈良県市町村職員共済組合に変わります。</p> <p>※雇用保険については、退職手当の支給対象となった場合、適用除外となります。（〈詳細〉 奈良市職員の退職手当に関する条例）</p>
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての保障制度があります。

3. 申込方法等

申込方法	<p>以下の申込フォームに必要事項を入力し、送信してください。</p> <p>https://logoform.jp/form/p6et/1376795</p> 
選考方法等	<p>第一次選考：書類審査</p> <p>第二次選考：面接試験</p>

問合・申込先

<住所>〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所

<担当課>奈良市 総合政策部 人事課 会計年度任用職員室

<電話番号>0742-34-4821 (Mail: kaikeinendo@city.nara.lg.jp)

<受付時間>午前9時～午後3時（土日及び祝日を除く）

※ 任用に至った場合、申込書に添付いただいた顔写真データを職員録（人材管理システム）に登録し、府内で共有いたします。人材管理システムとは、奈良市役所内部の職員管理システムであり、原則市民等外部に公開されるものではありません。